

(その1)

# 収支報告書 (202/ 年分)

(ふりがな)

1 政治団体の名称

ひろゆきこうえんかい  
かだ裕之後援会

2 主たる事務所の所在地

〒650-0001 神戸市中央区加納町2-4-10 水木ビルディング603号室

3 代表者の氏名

加田裕之

4 会計責任者の氏名

藤本哲也

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政 党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2 第1項の規定による政治団体 ( 年 月 日開催分)
<input type="checkbox"/> 政 党 の 支 部	<input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体
<input type="checkbox"/> 政 治 資 金 団 体	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

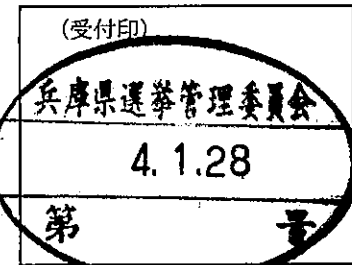
活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input checked="" type="checkbox"/> 兵 庫 県 内

資金管理団体の指定の有無	
<input checked="" type="checkbox"/> 有 (下の欄にも記入)	
<input type="checkbox"/> 無 (下の欄は空欄)	
公職の種類 (現職・候補者の別)	<u>参議院議員 (現・候)</u>
資金管理団体の 届出をした 者の氏名	<u>加田裕之</u>

国会議員関係政治団体の区分	
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項 第1号に係る国会議員関係政治団体	
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項 第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者 の氏名	<u>加田裕之</u>
公職の種類 (現職・候補者の別)	<u>参議院議員 (現・候)</u>

資金管理団体の指定の期間	
(1月1日～12月31日の場合は記入不要)	
(年の途中で指定又は取消した場合のみ記入)	
年 月 日から	
年 月 日まで	

国会議員関係政治団体に関する 特例の適用期間	
(1月1日～12月31日の場合は記入不要)	
(年の途中で該当した場合又は該当しなくなった場合のみ記入)	
年 月 日から	
年 月 日まで	



事務担当者の氏名  
(収支報告書の内容についての問い合わせ先)

菊川義浩

(電話)

078-262-1666

整理番号
全国・ <u>県内</u>
<u>その他</u>
<u>337</u>

(注) 報告書作成にあたっては「収支報告書記載例」を参照してください。

収 支 の 状 況

(その2)

1 収支の総括表

	十億	百万	千	円
収 入 総 額		2	872	753
(前年からの繰越額)			174	751
(本年の収入額)		2	698	002
支 出 総 額		1	972	630
翌年への繰越額			900	123

(注) 「(前年からの繰越額)」は前年の報告書を確認のうえ記載してください。

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

	十億	百万	千	円
金 額				0
員 数				0人

(注) 「員数」は党費又は会費を納入した実人数を記載してください。

(2) 寄 附

ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額				備 考
	十億	百万	千	円	
(ア) 個人からの寄附 (うち特定寄附)		2	48	000	円 / (その7)に内訳を記載
(イ) 法人その他の団体からの寄附				0	(その7)に内訳を記載
(ウ) 政治団体からの寄附		2	350	000	円 / (その7)に内訳を記載
小計(ア)+(イ)+(ウ)		2	698	000	円 /
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)				0	(その8)に内訳を記載
イ 政党匿名寄附				0	(その9)に内訳を記載
合計 (ア+イ)		2	698	000	円

(注) ・アの区分(イ)について、企業・労働組合等の団体が政党及び政治資金団体以外の者に対して、政治活動に関する寄附をすることは、禁止されています。  
 ・「(うち特定寄附)」を記載する場合は、「個人からの寄附」の内書を記載してください。  
 ・「(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)」を記載する場合は、「小計」の内書を記載してください。

か だ 裕 之 後 援 会

(その6)

(6) その他の収入										
摘 要		金 額				年 月 日		摘 要		
この頁の小計										0

1件10万円未満のもの										2
合 計										2

かだ裕之後援会

(その7)

(7) 寄付の内訳			寄付者の区分		個人からの寄付	
寄付者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあつては、 主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつて は、代表者の氏名)	備考	
大道 保昭	30,000	2021/1/21	尼崎市戸ノ内町2-6-26	地域団体代表		
森本 慶子	30,000	2021/2/12	神戸市長田区上池田6-6-6	主婦		
難波 徹	50,000	2021/3/1	神戸市長田区花山町1-5-21	会社役員		
川口 ひさこ	100,000	2021/3/23	尼崎市久々知2-6-7	会社役員		
岡本 伊佐子	100,000	2021/7/5	三木市末広1-1-53	主婦		
岡林 孝直	20,000	2021/12/2	西宮市上甲東園3-15-26	歯科医		
この頁の小計	330,000					

その他の寄付	18,000
合計	348,000

かだ裕之後援会

(その7)

(7) 寄付の内訳			寄付者の区分		政治団体からの寄附	
寄付者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあつては、 主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつて は、代表者の氏名)	備考	
清和政策研究会	500,000	2021/6/15	東京都千代田区平河町2-7-1 塩崎ビル	松本 淳一郎		
自由民主党兵庫県参議院選挙区第三支部	1,000,000	2021/6/28	神戸市中央区加納町2-4-10-603	加田 裕之		
清和政策研究会	500,000	2021/12/16	東京都千代田区平河町2-7-1 塩崎ビル	松本 淳一郎		
自由民主党兵庫県支部連合会	350,000	2021/12/23	神戸市中央区中山手通5-1-4	西村 康稔		
この頁の小計	2,350,000					

その他の寄付	0
合計	2,350,000

かだ裕之後援会

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表													
項 目		金 額								備 考			
		十億	百万	千	円								
1 経 常 経 費	(1) 人 件 費			1	2	5	0	0	4	9	(うち本部・支部間の交付金)		
	(2) 光 熱 水 費									0	(うち本部・支部間の交付金)		
	(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費				1	2	5	5	8	4	1	(うち本部・支部間の交付金)	
	(4) 事 務 所 費				1	5	2	5	6	7	1	(うち本部・支部間の交付金)	
	小 計 (A)			1	5	2	8	2	0	0	1	(うち本部・支部間の交付金)	
2 政 治 活 動 費	(1) 組 織 活 動 費				4	4	1	4	5	0	1	(うち本部・支部間の交付金)	
	(2) 選 挙 関 係 費									0	(うち本部・支部間の交付金)		
	(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費 (ア+イ+ウ+エ)							2	9	8	0	(うち本部・支部間の交付金)	
	ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費									0	(うち本部・支部間の交付金)		
	イ 宣 伝 事 業 費							2	9	8	0	1	(うち本部・支部間の交付金)
	ウ 政 治 資 金 パ ー ティー 開 催 事 業 費									0	(うち本部・支部間の交付金)		
	エ そ の 他 の 事 業 費									0	(うち本部・支部間の交付金)		
	(4) 調 査 研 究 費									0	(うち本部・支部間の交付金)		
	(5) 寄 附 ・ 交 付 金									0	(うち本部・支部間の交付金)		
	(6) そ の 他 の 経 費									0	(うち本部・支部間の交付金)		
小 計 (B)				4	4	4	4	3	0	1	(うち本部・支部間の交付金)		
合 計 (A)+(B)			1	9	7	2	6	3	0	1	(うち本部・支部間の交付金)		

(注)・経常経費（人件費を除く。）について、1件当りの金額が資金管理団体として指定されていた期間（国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間を除く。）に行った支出にあっては5万円以上のものを、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超えるものについて、その明細を次頁の様式（その14）に記載するとともに、領収書等の写し（当該領収書等を複写機により複写したものに限り。）を添付してください。

・政治活動について、1件当りの金額が国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超えるものを、それ以外の期間にあっては5万円以上のものについて、その明細を様式（その15）に記載するとともに、領収書等の写し（当該領収書等を複写機により複写したものに限り。）を添付してください。

・当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出がある場合は、その金額を備考欄に（ ）内書きしてください。また、この額の内訳を様式（その16）に記載してください。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く）の内訳		項目別区分	備品費	(事務機器等のリース料)
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所（団体 にあつては、事務所の所在地）
この頁の小計	0			

その他の支出	95,904
合計	95,904

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く）の内訳		項目別区分	備品・消耗品費	(消耗品費・新聞図書費)
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所（団体 にあつては、事務所の所在地）
この頁の小計	0			

その他の支出	29,680
合計	29,680



(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く）の内訳		項目別区分	事務所費（諸経費）	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあつては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体 にあつては、事務所の所在地）
この頁の小計	0			

その他の支出	139,659
合計	139,659

かだ裕之後援会

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く）の内訳		項目別区分		事務所費（手数料）	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあつては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体 にあつては、事務所の所在地）	
この頁の小計	0				

その他の支出	12,908
合計	12,908

かだ裕之後援会

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分	組織活動費	(組織対策費)
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体 にあつては、事務所の所在地)
会食代	33,517	2021/8/13	全国農業協同組合連合会 兵庫県本部	神戸市中央区海岸通1番地
この頁の小計	33,517			

その他の支出	105,055
合計	138,572

かだ裕之後援会

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分	組織活動費 (交際費)	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体 にあつては、事務所の所在地)
慶弔品	16,500	2021/4/19	(有)ハートフルパートナーズ	東京都世田谷区宮坂3-28-2
この頁の小計	16,500			

その他の支出	42,978
合計	59,478

かだ裕之後援会

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分	組織活動費 ( 渉外費 )	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体 にあつては、事務所の所在地)
諸会費	20,000	2021/7/5	関芳弘政経セミナー事務局	神戸市須磨区大池町2-3-7-5
〃	50,000	2021/8/5	神戸「正論」懇話会	神戸市中央区多聞通4-1-5
〃	15,000	2021/10/26	兵庫県鮪商生活衛生同業組合	神戸市中央区下山手通4-14-3
〃	15,000	2021/11/21	高砂会	神戸市垂水区桃山台2-1188-23
この頁の小計	100,000			

その他の支出	143,400
合計	243,400

かだ裕之後援会

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分	宣伝事業費 (荷造運賃)	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体 にあつては、事務所の所在地)
この頁の小計	0			

その他の支出	2,980
合計	2,980

かだ裕之後援会

(その17)

### 資 産 等 の 状 況

#### 1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

(注) 該当する「□」内に「✓」を記入してください。また、「有」の場合、項目ごとに内訳を(その18)に記載してください。 **か だ 裕 之 後 援 会**

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ① 領収書等の写し
- ② 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 4年 1月 27日

政治団体の名称 **かだ裕之後援会**

会計責任者の氏名 **藤本哲也**



代表者の氏名  
(解散の場合に限る。)



(備考)

「会計責任者の氏名」欄及び「代表者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人及び代表者本人が自署すること。



## 政治資金監査報告書

令和4年1月26日

『かた裕之後援会』

代表 加田 裕之 殿

登録政治資金監査人

長谷川 隆史

登録番号 第30号

研修修了年月日 平成20年12月25日

### 1. 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法(以下「法」という。)第19条の13第1項の規定に基づき、『かた裕之後援会』の令和3年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。)について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」(以下「政治資金監査マニュアル」という。)に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、『かた裕之後援会』の主たる事務所において行った。

### 2. 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

### 3. 業務制限

『かた裕之後援会』と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

以上